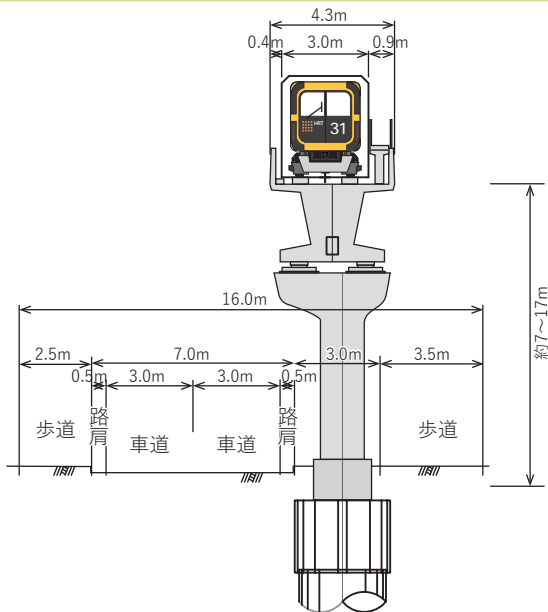
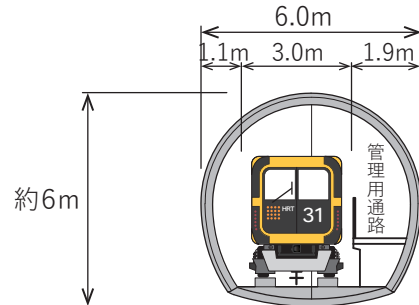


## 横断計画

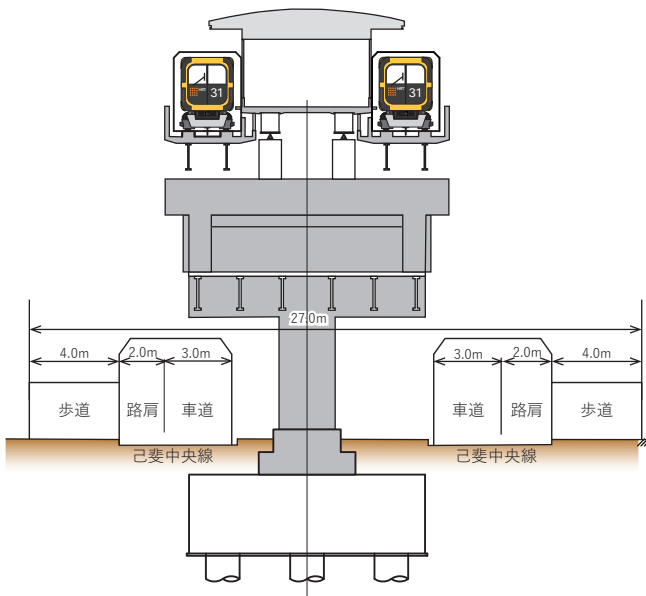
### 嵩上式一般部【五月が丘地区】



### 地下式山岳トンネル部



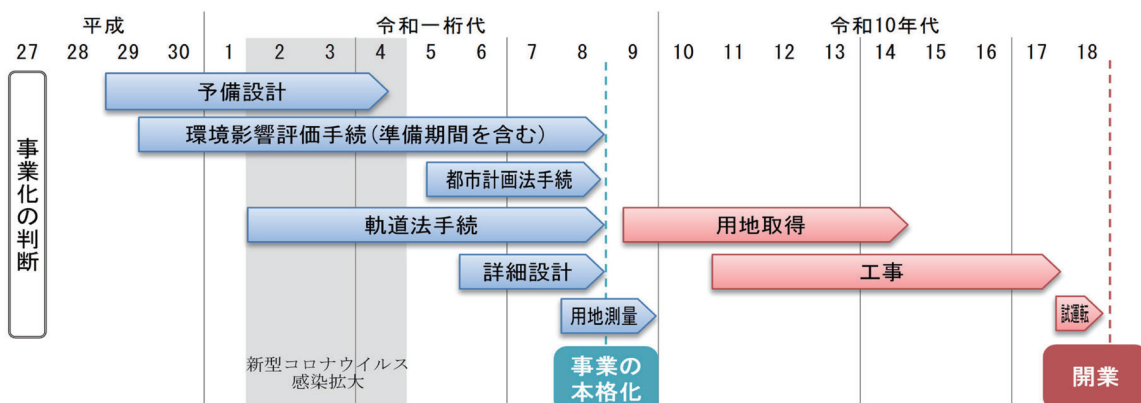
### 嵩上式駅部【己斐中央線】



### (参考) 己斐中央線の計画概要

|       |       |          |
|-------|-------|----------|
| 己斐中央線 | 延 長   | 約1,850m  |
|       | 車 線 数 | 2車線      |
|       | 幅 員   | 22 ～ 27m |

## 事業スケジュール



### 3. 環境影響評価(調査・予測・評価)の項目及び結果

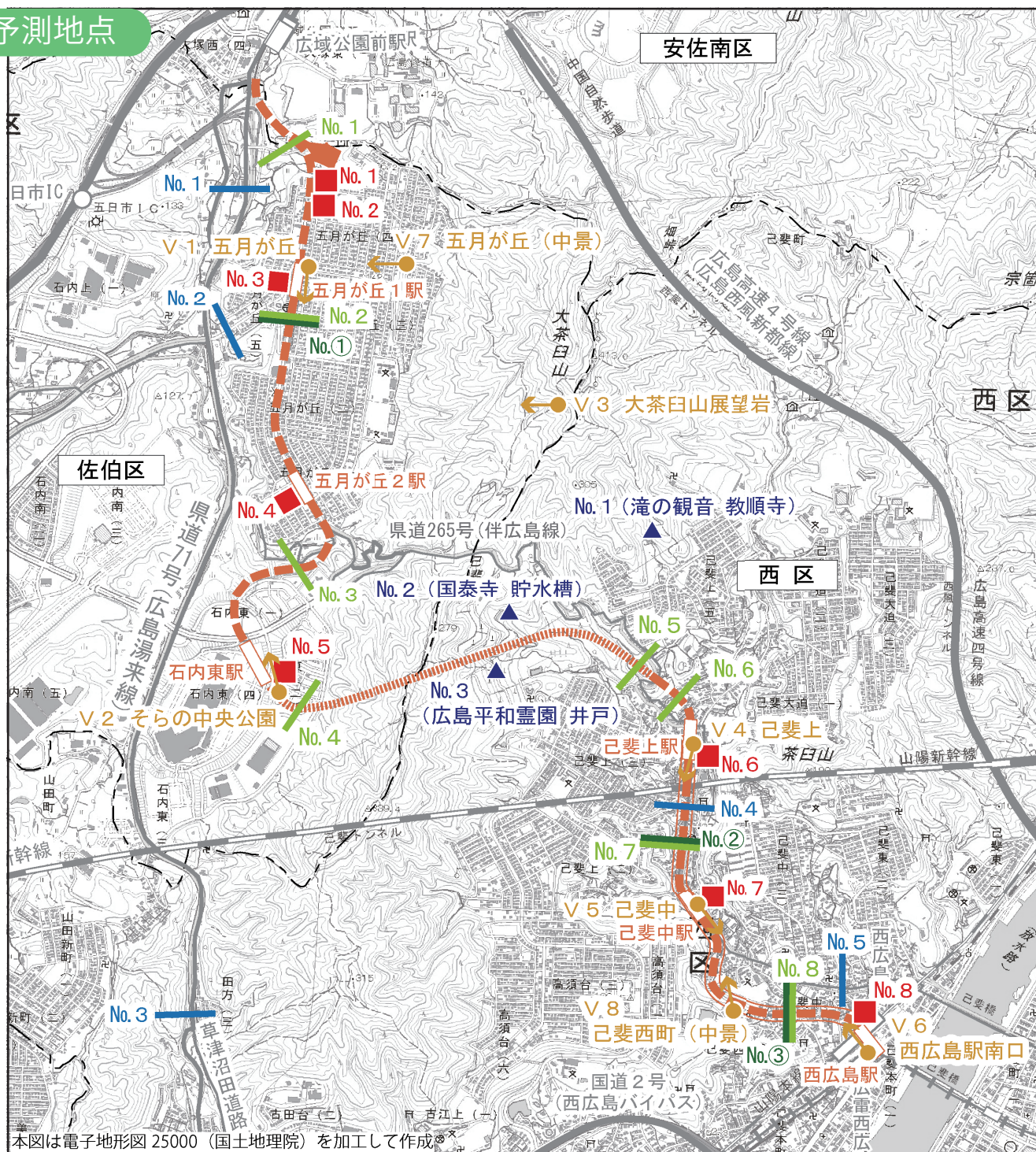
#### 調査・予測・評価の項目

実施計画の段階において提出いただいた市民意見書や広島市長の意見を踏まえ、以下の表のとおり、環境影響評価の項目を選定しました。

| 環境要素の区分         | 影響要因の区分 | 工事の実施   |          |                 | 存 在          |            | 供 用                 |                     |        |
|-----------------|---------|---------|----------|-----------------|--------------|------------|---------------------|---------------------|--------|
|                 |         | 建設機械の稼働 | 工事用車両の走行 | 切土工等又は既存の工作物の除去 | 軌道施設(嵩上式)の存在 | 道路(地表式)の存在 | 車両の走行(地下を走行する場合を除く) | 車両の走行(地下を走行する場合に限る) | 自動車の走行 |
| 大 気 環 境         | 大 気 質   | ●       | ●        | ●               |              |            |                     |                     | ●      |
|                 | 騒音・低周波音 | ●       | ●        |                 |              |            | ●                   |                     | ●      |
|                 | 振 動     | ●       | ●        |                 |              |            | ●                   | ●                   | ●      |
| 水 環 境           | 水 質     |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
|                 | 水 象     |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
| 土 壌 環 境         | 地 盤 沈 下 |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
|                 | 土 壌 汚 染 |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
| その他の環境          | 日 照 阻 害 |         |          |                 | ●            |            |                     |                     |        |
|                 | 電 波 障 害 |         |          |                 | ●            |            |                     |                     |        |
| 動 物             |         |         |          | ●               | ●            | ●          |                     |                     |        |
| 植 物             |         |         |          | ●               | ●            | ●          |                     |                     |        |
| 生 態 系           |         |         |          | ●               | ●            | ●          |                     |                     |        |
| 景 観             |         |         |          |                 | ●            | ●          |                     |                     |        |
| 人と自然との触れ合いの活動の場 |         |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
| 廃 棄 物 等         |         |         |          | ●               |              |            |                     |                     |        |
| 温室効果ガス等         |         |         |          |                 |              |            | ●                   | ●                   | ●      |



## 予測地点



本図は電子地形図 25000 (国土地理院) を加工して作成

### 【凡 例】

- 事業計画地 (広島新交通西風新都線) [嵩上区間・地表区間]
- 事業計画地 (広島新交通西風新都線) [地下(トンネル)区間]
- 事業計画地 (広島新交通西風新都線) [車両基地]

### 《予測地点》

#### 《大気質》

- 建設機械の稼働 <No. 1 ~ No. 8>
- 工事用車両の走行 <No. 1 ~ No. 5>
- 自動車の走行 <No. ① ~ No. ③>

#### 《騒音・低周波音・振動》

- 工事用車両の走行 <No. 1 ~ No. 5> (低周波音はNo. 4、No. 5のみ)
- アストラムラインの走行 <No. 1 ~ No. 8> (No. 4、No. 5は振動のみ)
- 自動車の走行 <No. ① ~ No. ③>

#### 《水 象》

- No. 1 ~ No. 3

#### 《景 観》

- V1 ~ V8



0 500 1000m



## 予測及び評価の結果

### 大気質

#### (1) 建設機械の稼働 (工事中の建設機械による排気ガス)

工事中の建設機械による排気ガスは、二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象として、事業計画地周辺の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設のうち、建設機械の稼働が多くなると想定される8地点において、敷地境界の1.5m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、全ての地点において環境基準を満足しています。さらに、「必要に応じた万能堀の設置」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

#### ■ 工事中の建設機械による排気ガスの予測結果

| 地 点                   | 物 質                                | 予測結果        | 環境基準※     |
|-----------------------|------------------------------------|-------------|-----------|
| 五月が丘地区<br>(No.1～No.5) | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.022～0.025 | 0.04～0.06 |
|                       | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.044       | 0.10      |
| 己斐地区<br>(No.6～No.8)   | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.025～0.027 | 0.04～0.06 |
|                       | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.046       | 0.10      |

※「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準」

#### (2) 工事用車両の走行 (工事用車両の走行による排気ガス)

工事用車両の走行による排気ガスは、二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象として、事業計画地周辺の工事用車両の走行ルート沿道の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の5地点において、道路端の1.5m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、全ての地点において環境基準を満足しています。さらに、「工事用車両は可能な限り最新の排出ガス規制適合車の使用」、「工事が一時的に集中しないように適切な施工管理」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

#### ■ 工事用車両の走行による排気ガスの予測結果

| 地 点                  | 物 質                                | 予測結果        | 環境基準※     |
|----------------------|------------------------------------|-------------|-----------|
| 五月が丘地区<br>(No.2)     | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.019       | 0.04～0.06 |
|                      | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.043       | 0.10      |
| 広島湯来線<br>(No.1・No.3) | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.022～0.023 | 0.04～0.06 |
|                      | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.043～0.045 | 0.10      |
| 己斐地区<br>(No.4・No.5)  | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.020～0.021 | 0.04～0.06 |
|                      | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.045       | 0.10      |

※「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準」

#### (3) 切土工等又は既存の工作物の除去 (工事で発生する粉じん)

工事で発生する粉じんは、砂ぼこりが立つ程度の風速の出現率を対象として、事業計画地周辺で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、粉じん等が飛散しにくい気象条件であると考えられ、工事で発生する粉じん等の影響は小さいものと予測されます。さらに、「必要に応じた仮囲い等の設置や散水の実施」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

#### ■ 工事で発生する粉じんの予測結果

| 地 点                 | 砂ぼこりが立つ程度の風速の出現率<br>(平成30年度～令和4年度の気象データから算出) |
|---------------------|----------------------------------------------|
| 五月が丘地区<br>(伴小学校を参考) | 0.06～0.22%                                   |
| 己斐地区<br>(三篠小学校を参考)  | 0.01%以下                                      |

#### (4) 自動車の走行 (工事後に自動車が行くことによる排気ガス)

工事後に自動車が行くことによる排気ガスは、二酸化窒素と浮遊粒子状物質を対象として、事業計画地周辺の自動車の走行ルート沿道の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の3地点において、官民境界の1.5m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、全ての地点において環境基準を満足しています。さらに、「中央分離帯等への遮音壁の設置」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

#### ■ 工事後に自動車が行くことによる排気ガスの予測結果

| 地 点                 | 物 質                                | 予測結果        | 環境基準※     |
|---------------------|------------------------------------|-------------|-----------|
| 五月が丘地区<br>(No.①)    | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.018～0.019 | 0.04～0.06 |
|                     | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.043       | 0.10      |
| 己斐地区<br>(No.②・No.③) | 二酸化窒素<br>(単位：ppm)                  | 0.019       | 0.04～0.06 |
|                     | 浮遊粒子状物質<br>(単位：mg/m <sup>3</sup> ) | 0.045       | 0.10      |

※「二酸化窒素に係る環境基準」及び「大気の汚染に係る環境基準」

## 騒音

### (1) 建設機械の稼働（工事中の建設機械による騒音）

工事中の建設機械による騒音は、建設機械の稼働位置とエンジン高さを考慮し、事業計画地の敷地境界から5mの位置の1.5m高さに音源があると想定して、事業計画地の敷地境界で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、必要に応じて工事区域の周囲に万能塀を設置することにより、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」を満足しています。さらに、「可能な限り最新の低騒音型建設機械の採用」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

### ■ 工事中の建設機械による騒音の予測結果

単位：デシベル

| 地点         | 予測結果  | 規制基準※ |
|------------|-------|-------|
| 事業計画地の敷地境界 | 68～74 | 85    |

※「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

### (2) 工事用車両の走行

（工事用車両の走行による騒音）

工事用車両の走行による騒音は、事業計画地周辺の工事用車両の走行ルート沿道の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の5地点において、道路端の1.2m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、己斐地区では環境基準を満足しています。己斐地区以外では環境基準を上回っていますが、現況で既に環境基準を上回っており、工事用車両の走行に伴う騒音の増加量は1デシベル未満のため、影響は小さいものと予測されます。さらに、「工事が一時的に集中しないように適切な施工管理」、「アイドリングストップの周知徹底」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

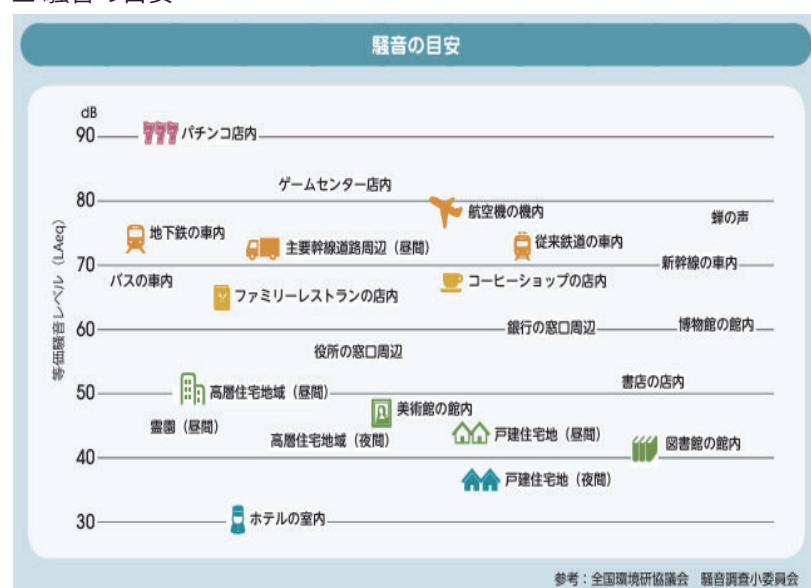
### ■ 工事用車両の走行による騒音の予測結果

単位：デシベル

| 地点               | 現況    | 予測結果                | 環境基準※ |
|------------------|-------|---------------------|-------|
| 五月が丘地区（No.2）     | 65    | 66<br>（0.7デシベル増）    | 60    |
| 広島湯来線（No.1・No.3） | 71～73 | 71～73<br>（1デシベル未満増） | 70    |
| 己斐地区（No.4・No.5）  | 66～68 | 66～68               | 70    |

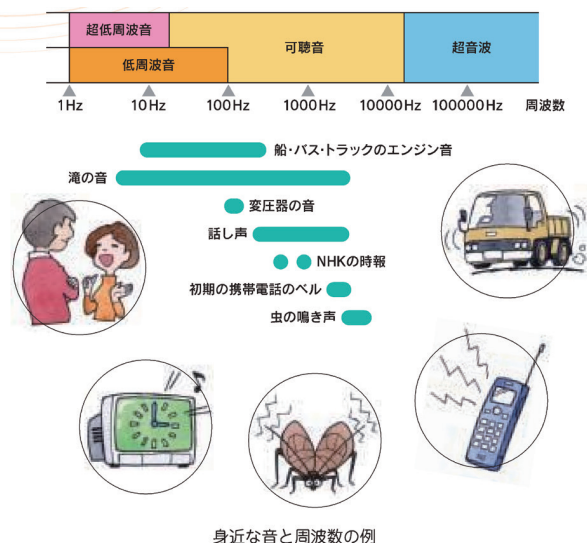
※「騒音に係る環境基準」

## ■ 騒音の目安



出典：環境省「生活騒音 互いの思いやりで騒音のない社会を」

## ■ 低周波音とは



出典：「よくわかる低周波音」（環境省）

(3) 工事用車両の走行  
(工事用車両の走行による低周波音)

工事用車両の走行による低周波音は、事業計画地周辺の工事用車両の走行ルート沿道の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の2地点において、道路端の地上1.2m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、低周波音圧レベルの予測結果は参考値を上回りますが、一般車両の低周波音圧レベルと概ね同等であることやG特性低周波音圧レベルの予測結果が、平均的な被験者が感じる事ができるレベルである参考値以下となっていることから、影響は小さいと予測しています。さらに、「アイドリングストップや空ぶかしの防止」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

■ 工事用車両の走行による低周波音の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                  |           | 低周波音圧レベル<br>(1～80Hz) |            |                      | G特性低周波音圧レベル<br>(1～20Hz)<br>〔人の心理的・生理的影響を<br>考慮した補正值〕 |            |                       |
|----------------------|-----------|----------------------|------------|----------------------|------------------------------------------------------|------------|-----------------------|
|                      |           | 現 状                  | 予測結果       | 参考値                  | 現 状                                                  | 予測結果       | 参考値                   |
| 定常走行<br>区間<br>(No.1) | 工事用<br>車両 | 91～94                | 最大95<br>程度 | ※ <sup>1</sup><br>90 | 82～83                                                | 最大87<br>程度 | ※ <sup>2</sup><br>100 |
|                      | 一般車両      | 95                   | —          |                      | 85～87                                                | —          |                       |
| 加速走行<br>区間<br>(No.2) | 工事用<br>車両 | 87～91                | 最大91<br>程度 | ※ <sup>1</sup><br>90 | 78～81                                                | 最大81<br>程度 | ※ <sup>2</sup><br>100 |
|                      | 一般車両      | 84～88                | —          |                      | 80～81                                                | —          |                       |

※1：一般環境中に存在する低周波音圧レベル

※2：ISO 7196に規定された、平均的な被験者が知覚できるG特性低周波音圧レベルの閾値

(4) 車両の走行（アストラムラインの走行による騒音）

アストラムラインの走行による騒音は、事業計画地周辺の車両の走行ルート沿線の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の6地点において、近接側軌道中心から12.5m地点の1.2m高さで予測しました。

予測結果は表に示すとおり、参考までに「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」に示されている新線の指針値と比較したところ、全ての地点においてこれを下回っています。さらに、「アストラムライン走行路面の保守作業の適切な実施」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

■ アストラムラインの走行による騒音の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                                 | 時間の区分             | 予測結果  | 指針値※<br>(参考値) |
|-------------------------------------|-------------------|-------|---------------|
| 広域公園前駅～<br>己斐上駅<br>(No.1～No.3・No.6) | 昼 間<br>(7～22時)    | 57    | 60            |
|                                     | 夜 間<br>(22時～翌日7時) | 52    | 55            |
| 己斐上駅～<br>西広島駅<br>(No.7・No.8)        | 昼 間<br>(7～22時)    | 56    | 60            |
|                                     | 夜 間<br>(22時～翌日7時) | 51～52 | 55            |

※：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」

(5) 自動車の走行  
(工事後に自動車が走行することによる騒音)

工事後に自動車が走行することによる騒音は、事業計画地周辺の自動車走行ルート沿道の3地点において、官民境界で建物の階層高さごとに予測しました。

予測結果は表に示すとおり、五月が丘地区においては排水性舗装を敷設することにより環境基準を満足すると予測されます。己斐地区においては、排水性舗装の敷設及び必要に応じて中央分離帯に遮音壁を設置することにより、環境基準を満足すると予測されます。上記の環境保全措置により、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

■ 工事後に自動車が走行することによる騒音の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                 | 予測高さ                  | 時間の区分                       | 予測結果  | 環境基準※ |
|---------------------|-----------------------|-----------------------------|-------|-------|
|                     |                       | 昼間（6時～22時）<br>夜間（22時～翌日の6時） |       |       |
| 五月が丘地区<br>(No.①)    | 3～4階高さ<br>(7.2～10.2m) | 昼 間                         | 56～58 | 65    |
|                     |                       | 夜 間                         | 44～45 | 60    |
|                     | 1～2階高さ<br>(1.2～4.2m)  | 昼 間                         | 58～60 | 60    |
|                     |                       | 夜 間                         | 46～47 | 55    |
| 己斐地区<br>(No.②・No.③) | 3～4階高さ<br>(7.2～10.2m) | 昼 間                         | 59～60 | 65    |
|                     |                       | 夜 間                         | 52～53 | 60    |
|                     | 1～2階高さ<br>(1.2～4.2m)  | 昼 間                         | 60    | 60    |
|                     |                       | 夜 間                         | 52～53 | 55    |

※：「騒音に係る環境基準」



## 振 動

### (1) 建設機械の稼働（工事中の建設機械による振動）

工事中の建設機械による振動は、建設機械の稼働位置を考慮し、事業計画地の敷地境界から5mの位置に振動源があると想定として、事業計画地の敷地境界で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、「振動規制法施行規則に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」を満足しています。さらに、「可能な限り最新の低振動型建設機械の採用」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

### ■ 工事中の建設機械による振動の予測結果

単位：デシベル

| 地 点        | 予測結果  | 規制基準※ |
|------------|-------|-------|
| 事業計画地の敷地境界 | 53～59 | 75    |

※「振動規制法施行規則に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準」

### (2) 工事用車両の走行（工事用車両の走行による振動）

工事用車両の走行による振動は、事業計画地周辺の工事用車両の走行ルート沿道の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の5地点において、道路端で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」を満足しています。さらに、「工事が一時的に集中しないように適切な施工管理」、「幹線道路を優先的に選択し、住宅地に影響が大きい一般道路の走行をできる限り回避する」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

### ■ 工事用車両の走行による振動の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                  | 現 況   | 予測結果  | 要請限度※ |
|----------------------|-------|-------|-------|
| 五月が丘地区<br>(No.2)     | 35    | 37    | 65    |
| 広島湯来線<br>(No.1・No.3) | 45～52 | 45～52 | 65    |
| 己斐地区<br>(No.4・No.5)  | 44～45 | 44～45 | 65    |

※「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」

### (3) 車両の走行（アストラムラインの走行による振動）

アストラムラインの走行による振動は、事業計画地周辺の車両の走行ルート沿線の住居又は環境の保全等に配慮が必要な施設の8地点において、近接側軌道中心から12.5m地点で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、参考までに「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」と比較したところ、全ての地点においてこれを下回っています。さらに、「アストラムライン走行路面の保守作業の適切な実施」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

### ■ アストラムラインの走行による振動の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                        | 予測結果  | 要請限度※<br>(参考値) |
|----------------------------|-------|----------------|
| 広域公園前駅～己斐上駅<br>(No.1～No.6) | 44～50 | 60             |
| 己斐上駅～西広島駅<br>(No.7・No.8)   | 43～44 | 60             |

※「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」

### (4) 自動車の走行（工事後に自動車が走行することによる振動）

工事後に自動車が走行することによる振動は、事業計画地周辺の自動車走行ルート沿道の3地点において、官民境界で予測しました。

予測結果は表に示すとおり、全ての地点において「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」を満足しています。さらに、「舗装に凹凸が生じた場合の適宜修繕の実施」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

### ■ 工事後に自動車が走行することによる振動の予測結果

単位：デシベル

| 地 点                 | 時間の区分<br>昼間（7時～19時）<br>夜間（19時～翌日の7時） | 予測結果  | 要請限度※ |
|---------------------|--------------------------------------|-------|-------|
|                     |                                      |       |       |
| 五月が丘地区<br>(No.①)    | 昼 間                                  | 40    | 65    |
|                     | 夜 間                                  | 38    | 60    |
| 己斐地区<br>(No.②・No.③) | 昼 間                                  | 39    | 65    |
|                     | 夜 間                                  | 36～37 | 60    |

※「振動規制法施行規則に定める道路交通振動の限度」

### ■ 振動の目安

| 振動の影響 <sup>※1</sup>                                                                 | 振動レベル <sup>※2</sup> | 人間の感覚                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|-----------------------------------------|
|  | 70～75dB             | 屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。<br>眠っている人の一部が、目を覚ます。 |
|                                                                                     | 65～70dB             |                                         |
|  | 60～65dB             | 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる                   |
|                                                                                     | 55～60dB             |                                         |
|                                                                                     | 50～55dB             | 人は揺れを感じない。                              |
|                                                                                     | 50dB未満              |                                         |

※1 東京都が公表している資料を引用  
※2 振動レベルは敷地境界付近での実測値

出典：環境省「よくわかる建設作業振動防止の手引き」  
広島県「騒音・振動規制の概要」

## 水質（水の汚れ、水の濁り）

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 （工事に伴う水の汚れ・濁り）

工事に伴う水の汚れ及び水の濁りは、事業計画地周辺で予測しました。

工事の実施に当たっては、沈砂槽等による土砂の沈殿除去、濁水処理設備等による適切な措置を行った後、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共下水道または公共用水域へ排水すること等の環境保全措置を実施することから、水質（水の汚れ・水の濁り）への影響は小さいものと予測されます。さらに、「工事の実施に伴う土砂は、原則として速やかに搬出することとし、仮置きする場合ではシート張りを行うことにより、降雨時に土砂が公共用水域に流出することを防止する」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 水象（地下水・湧水）

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 （トンネル工事に伴う地下水・湧水の枯渇）

トンネル工事に伴う地下水・湧水の枯渇は、事業計画地周辺に立地する3地点で予測しました。

トンネル工事の実施においては、周辺の地質は花崗岩質岩石であり、予測地点の水は岩石上の地表水が集水したものと考えられることから、地下水、湧水への影響はないと予測されます。さらに、「工事実施前のトンネル周辺での地下水、湧水等の利用状況の詳細な把握」、「工事実施時の周辺の地下水等の利用施設での異常確認」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 地盤沈下

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 （トンネル工事に伴う地盤沈下）

トンネル工事に伴う地盤沈下は、事業計画地周辺で予測しました。

山岳区間の岩盤部については、花崗岩質岩石で形成されており地山が安定しているため、地盤沈下が生じることはないものと予測されます。また、トンネル上面からの土の厚みが少ない区間については、地山を安定させる補助工法を採用することから、地盤沈下を発生させずに工事を実施できるものと予測されます。さらに、「住宅等の建物を避けたルート選定」、「必要に応じてトンネル工事の実施時の地盤変動等の観測」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 土壌汚染

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 （工事に伴う汚染土の拡散）

工事に伴う汚染土の拡散は、事業計画地及びその周辺で予測しました。

事業計画地やその周辺に有害物質使用特定施設は、農業販売施設のみであることや、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等も存在しないため、土壌汚染への影響はないものと予測されます。さらに、「土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出と必要に応じた土壌汚染状況調査等の実施」、「汚染が明らかになった場合は、関連法令に基づき適切に処理・処分する」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 日照障害

### (1) 軌道施設（嵩上式）の存在 （アストラムラインの整備による日照への影響）

アストラムラインの整備による日照への影響は、事業計画地周辺で予測しました。

事業計画地周辺の一部区域において、高架構造物による日照の障害が生じるものと予測されます。冬至日の8時から16時の8時間のうち、日影ができる範囲は、軌道中心線から最大約250m、4時間以上日影ができる範囲は、軌道中心線から最大約20mと予測され、事業計画地周辺の一部区域において、国交省通達「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」に示されている日陰時間を満足できない住宅等があるものと予測されます。日照障害に対する補償は、国の定める基準に則り判断します。また、場所により日影の発生状況が異なりますので、事業着手後に個別に対応します。さらに、「軌道構造物の高さを必要最小限にとどめること」、「構造物のスリム化」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 電波障害

### (1) 軌道施設（嵩上式）の存在 （アストラムラインの整備によるテレビ放送の電波障害）

アストラムラインの整備によるテレビ放送の電波障害は、事業計画地周辺で予測しました。

事業計画地周辺の一部区域において、家屋等にテレビ電波障害が生じる可能性があるものと予測されます（五月が丘・石内東地区：約200件、己斐地区：約130件）。テレビ電波障害に対する補償については、事業着手後、必要に応じてテレビ電波受信を復旧する対策を講ずるなど適切に対応します。さらに、「軌道構造物の高さを必要最小限にとどめること」、「構造物のスリム化」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。



## 動物・植物・生態系

- (1) 切土工等又は既存の工作物の除去（工事の実施による影響）、  
軌道施設（嵩上式）の存在・道路（地表式）の存在（アストラムラインの施設による影響）

工事の実施及びアストラムラインの施設による動物・植物・生態系への影響は、現地調査で確認された重要な種を対象に、事業計画地及びその周辺（動物・生態系:250m、植物:100m）の事業計画地に接する緑地において、予測しました。

### ■ 現地調査で確認された重要種

| 分 類 |       | 種 数 | 種 名                          |
|-----|-------|-----|------------------------------|
| 動物  | 哺乳類   | 3種  | モグラ属（アズマモグラとした場合）、カヤネズミなど    |
|     | 鳥 類   | 1種  | ヒクイナ                         |
|     | 爬虫類   | 1種  | ニホントカゲ                       |
|     | 両生類   | 3種  | アカハライモリ、トノサマガエル、ヌマガエル        |
|     | 昆虫類   | 8種  | ヒメアカネ、トノサマバッタ、コオイムシ、ギフチョウなど  |
|     | 魚 類   | 2種  | ドジョウ類、ミナミメダカ                 |
|     | 底生動物  | 1種  | <i>Appasus</i> 属（コオイムシとした場合） |
| 植物  | 維管束植物 | 2種  | ハンゲショウ、カワヂシャ                 |
|     | 蘚苔類   | 1種  | イチョウウキゴケ                     |

### ■ 生態系の注目種として選定した種

| 区 分 |     | 種 名 等               |
|-----|-----|---------------------|
| 生態系 | 上位性 | キツネ                 |
|     | 典型性 | メジロ（樹林）             |
|     |     | ニホンアマガエル（耕作地・草地・水路） |
|     | 特殊性 | 谷戸湿地の生物群集           |

工事の実施により生息環境・生育環境の一部の消失が考えられますが、周辺に同様の生息環境・生育環境が残ることから、動物・植物・生態系への影響は小さいものと予測されます。また、施設の存在による生息環境・生育環境の分断が生じる可能性が低いことから、動物・植物・生態系への影響は小さいものと予測されます。さらに、「土地の改変や樹木等の伐採を最小限とする」、「高架下の整地箇所は小動物の往来が可能な構造とする」、「軌道構造物の高さを必要最小限とする」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 景 観

### (1) 軌道施設（嵩上式）の存在（アストラムライン建設による景観への影響）

アストラムライン建設による景観への影響は、主要な眺望地点からの眺望の変化について事業計画地周辺の8地点で予測しました。

主要な眺望点からの眺望の変化については以下に示すとおり、道路と建物が主体の眺望に変化があるものと予測されますが、「可能な限りの構造物のスリム化」、「デザインの工夫」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

#### 五月が丘1駅周辺【V1視点】

##### 現 況



##### アストラムライン建設後



#### 己斐上駅周辺【V4視点】

##### 現 況



##### アストラムライン建設後



## 人と自然との触れ合いの活動の場

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 (工事の実施に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響)

工事に伴う人と自然との触れ合いの活動の場への影響は、トンネル工事による改変の可能性がある「そらの中央公園（石内東）」で予測しました。

トンネル工事期間中は、そらの中央公園の利用面積が小さくなる、もしくは一時的に利用ができなくなりますが、工事完了後には現状どおり復旧することから、影響は限定的・一時的であるものと予測されます。さらに、「可能な限り工事による影響面積を最小化」、「工事期間を短縮」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 廃棄物等

### (1) 切土工等又は既存の工作物の除去 (工事で発生する廃棄物等)

工事で発生する廃棄物等は、工事の実施による廃棄物等（廃棄物・残土）の発生量及び処理・処分方法について事業計画地において予測しました。

工事の実施により建設廃棄物は約2万m<sup>3</sup>、建設発生土は約42万m<sup>3</sup>の発生が予測されるものの、「事業計画地内での再利用や他の公共工事現場への流用」、「再資源化施設へ搬出すること等による再資源化」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

## 温室効果ガス等

### (1) 車両の走行・自動車の走行（アストラムラインの整備に伴う二酸化炭素の増減）

アストラムラインの整備に伴う二酸化炭素の増減は、車両の走行及び自動車の走行による二酸化炭素排出量の変化について事業計画地周辺で予測しました。

アストラムラインの整備に伴う自動車利用からの転換により、二酸化炭素排出量は3,585kg-CO<sub>2</sub>/日削減されるため、温室効果ガス等への影響は小さいものと予測されます。

さらに、「省エネルギー化した車両を採用」等の環境保全措置を行い、環境への影響について、できる限りの回避又は低減を図ります。

| アストラムラインの走行に伴う二酸化炭素の排出量 (①) | 自動車利用からの転換による二酸化炭素の削減量 (②)  | 二酸化炭素排出量 (①－②)               |
|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 686 kg-CO <sub>2</sub> /日   | 4,271 kg-CO <sub>2</sub> /日 | －3,585 kg-CO <sub>2</sub> /日 |

## 総合評価

大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水象、地盤沈下、土壤汚染、日照障害、電波障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等について、予測、評価を行った結果、基準値等が定められているものについてはそれらとの整合が図られ、また、各種の環境保全措置を講じることにより、環境への影響が実行可能な範囲でできる限り回避または低減されているものと評価しています。

## 事後調査

以下の項目について、事後調査を行います。

| 事後調査項目  |         | 選 定 理 由                                                                              |
|---------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 環境要素の区分 | 影響要因の区分 |                                                                                      |
| 騒 音     | 車両の走行   | 予測手法は、科学的知見及び既設線の測定結果に基づく予測式による方法であるが、既設線と新設線の諸条件の違いにより、予測の不確実性が生じる可能性があるものと考えられるため。 |
| 振 動     | 車両の走行   | 予測手法は、科学的知見及び既設線の測定結果に基づく予測式による方法であるが、既設線と新設線の諸条件の違いにより、予測の不確実性が生じる可能性があるものと考えられるため。 |



## 環境影響評価準備書の縦覧及び市民意見書の提出について

広島新交通西風新都線建設事業環境影響評価準備書は、以下のとおり縦覧しています。  
また、環境影響評価準備書について、環境保全の見地からの意見書を提出することができます。

### 縦覧場所・時間

| 縦 覧 場 所                     |                                                              | 時 間                              |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 広島市役所本庁舎<br>[中区国泰寺町1-6-34]  | 環境局環境保全課(本庁舎4階)<br>道路交通局交通施設整備部(本庁舎8階)<br>都市整備局都市計画課(本庁舎11階) | 午前8時30分～午後5時15分<br>(土・日曜日・祝日を除く) |
| 西区役所 区政調整課[西区福島町2-2-1]      |                                                              |                                  |
| 安佐南区役所 区政調整課[安佐南区古市1-33-14] |                                                              |                                  |
| 安佐南区役所 沼田出張所[安佐南区伴東7-64-8]  |                                                              |                                  |
| 佐伯区役所 区政調整課[佐伯区海老園2-5-28]   |                                                              |                                  |
| 合人社ウェンディひと・まちプラザ[中区袋町6-36]  |                                                              | 午前9時30分～午後10時(第3月曜日を除く)          |
| 己斐上公民館[西区己斐上4-2-55]         |                                                              | 午前8時30分～午後10時<br>(火曜日・祝日を除く)     |
| 己斐公民館[西区己斐中1-15-3]          |                                                              |                                  |
| 大塚公民館[安佐南区大塚西6-3-2]         |                                                              |                                  |
| 石内公民館[佐伯区五日市町大字石内3289-1]    |                                                              |                                  |
| 五月が丘公民館[佐伯区五月が丘5-3-33]      |                                                              |                                  |

※広島市ホームページでも閲覧できます。

縦覧期間 令和 7 年 9 月 16 日(火) から令和 7 年 10 月 15 日(水) まで

### 意見書の提出等

#### 記 載 事 項

- ア 提出しようとする者の氏名及び住所
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称  
※「広島新交通西風新都線建設事業環境影響評価準備書」と記載
- ウ 環境保全の見地からの意見及びその理由  
※決まった様式はありませんので、自由に記載してください。

提 出 方 法： 持参又は郵送

宛名及び提出先

宛 名 広島市長  
提出先 〒730-8586  
広島市中区国泰寺町 1 - 6 - 34  
広島市 都市整備局 都市計画課

提 出 期 限： 令和 7 年 10 月 29 日(水) (消印有効)

### 準備書についての問合せ先

広島市 道路交通局 交通施設整備部 交通施設整備担当 TEL：082-504-2387